

学校における新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和2年2月

(令和2年5月18日改訂)

(令和2年11月25日改訂)

(令和3年1月15日改訂)

名古屋市教育委員会

1 趣旨

名古屋市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学校（園）の対応に関する方針を定める。

2 本方針の対象

本市立幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校

3 対応方針

(1) 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業

- ① 幼児児童生徒又は教職員等の感染が判明した場合、当該校からの情報に基づき、保健所と相談の上、臨時休業の判断を行う
- ② 保健所の濃厚接触者の特定に時間を要するときは、保健所の調査のために必要な期間を学校の全部または一部を臨時休業とする。
- ③ 保健所と相談の上、「校内で感染が広がっている可能性が高い場合※」は、学校の全部または一部を臨時休業とする。

この場合の臨時休業の期間や規模は、学校からの報告や保健所からの助言に基づき、感染が広がっているおそれの範囲に応じて判断する。

※「校内で感染が広がっている可能性が高い場合」の例

- ① 同時期に感染経路不明の感染者が複数発生している。
 - ② 感染者が不特定多数の者とマスクをせず、近距離で接触した。
 - ③ 感染者と同じ学級、部活動などにおいて、発熱等の症状を呈している者が複数発生している。
- ④ 上記以外であっても、保健所から臨時休業をするよう指示・助言があれば、学校の全部または一部を臨時休業とする。
 - ⑤ 臨時休業を行わない場合、当該校は、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫を行う。
 - ⑥ 上記による臨時休業中、または臨時休業が終了した後に、校内に新たな濃厚接触者が認められると考えられる場合は、保健所と相談の上、期間や規模も含め臨時休業の延長を検討する。
 - ⑦ 臨時休業とした期間を授業日数には含めない。

【参考】学校保健安全法（抄）

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(2) 関係者等への連絡

各学校（園）は、臨時休業が決定した場合、速やかに保護者等に報告、連絡するとともに、家庭学習のあり方など臨時休業中の過ごし方について通知する。

(3) 消毒・清掃

保健所と相談の上、学校施設の消毒・清掃の必要な措置を行うものとする。

(4) その他

トワイライトスクール・ルームの事業についても同様とする。